

東京農工大学における教員採用の選考基準等について

1. 本学教員に求められる資格

職位	資格
教授	<p>教授となることができる者は、次の(1)～(6)のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。</p> <p>(1) 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、研究上の業績を有する者</p> <p>(2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者</p> <p>(3) 専門職学位を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者</p> <p>(4) 大学又は専門職大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者</p> <p>(5) 芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていと認められる者</p> <p>(6) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者</p>
准教授	<p>准教授となることのできる者は、次の(1)～(5)のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。</p> <p>(1) 教授になる資格のいずれかに該当する者</p> <p>(2) 大学又は専門職大学において助教又はこれに準ずる職員としての経歴(外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。)のある者</p> <p>(3) 修士の学位又は専門職学位を有する者</p> <p>(4) 研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有する者</p> <p>(5) 専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者</p>
講師	<p>講師となることのできる者は、次の(1)～(2)のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 教授又は准教授となることのできる者</p> <p>(2) その他特殊な専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者</p>
助教	<p>助教となることのできる者は、次の(1)～(3)のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。</p> <p>(1) 教授又は准教授になる資格のいずれかに該当する者</p> <p>(2) 修士の学位(獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位)又は専門職学位を有する者</p> <p>(3) 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者</p>
助手	<p>助手となることのできる者は、次の(1)、(2)のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 学士の学位(外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。)を有する者</p> <p>(2) (1)の者に準ずる能力を有すると認められる者</p>

※大学とは、専門職大学及び短期大学を除く。

※専門職学位とは、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第5条の2に規定する専門職学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)のことをいう。

## 2. 選考の方法

採用の透明性・公平性を確保するため、原則として公募制による。

## 3. 教員選考・採用の流れ

本学ホームページの「教員公募」により、応募方法に従い書類等の提出を行う。

提出された書類等をもとに、所属先となる部局で選考を行った後、国立大学法人法第 28 条に規定する教育研究評議会において承認を行い、学長によって採用する。